

## 高知市「週休2日制モデル工事」試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、高知市が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 請負対象金額500万円以上の高知市が発注する工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるものは除く）のうち、発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。

- (1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事
- (2) 工期や作業工程に制約がある工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）

### (対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

### (休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。
- 3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。

#### (実施方法)

- 第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定する。
- 2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
- なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。
- 3 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。
- 4 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
- 5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 6 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面で提出するものとする。
- 7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面により発注者に報告するものとする。
- 8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

#### (経費の負担)

- 第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあつては、施工後、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。
- なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、工期設定を週休2日制モデル工事(4週8休)が適用できる工事日数としていることを踏まえて評価するものとする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

(対象工事の特例)

債務負担行為を設定した「ゼロ市債工事」により、令和5年3月31日以前に発注した請負対象金額500万円以上の土木系工事で、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示していない工事についても、対象工事とする。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（■■型）

本工事は、「週休2日制モデル工事」試行要領における「■■型」の対象工事である。  
詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること。

高知市技術監理課ホームページ内

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka/>)

なお、発注者指定型にあつては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合には、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。受注者希望型にあつては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

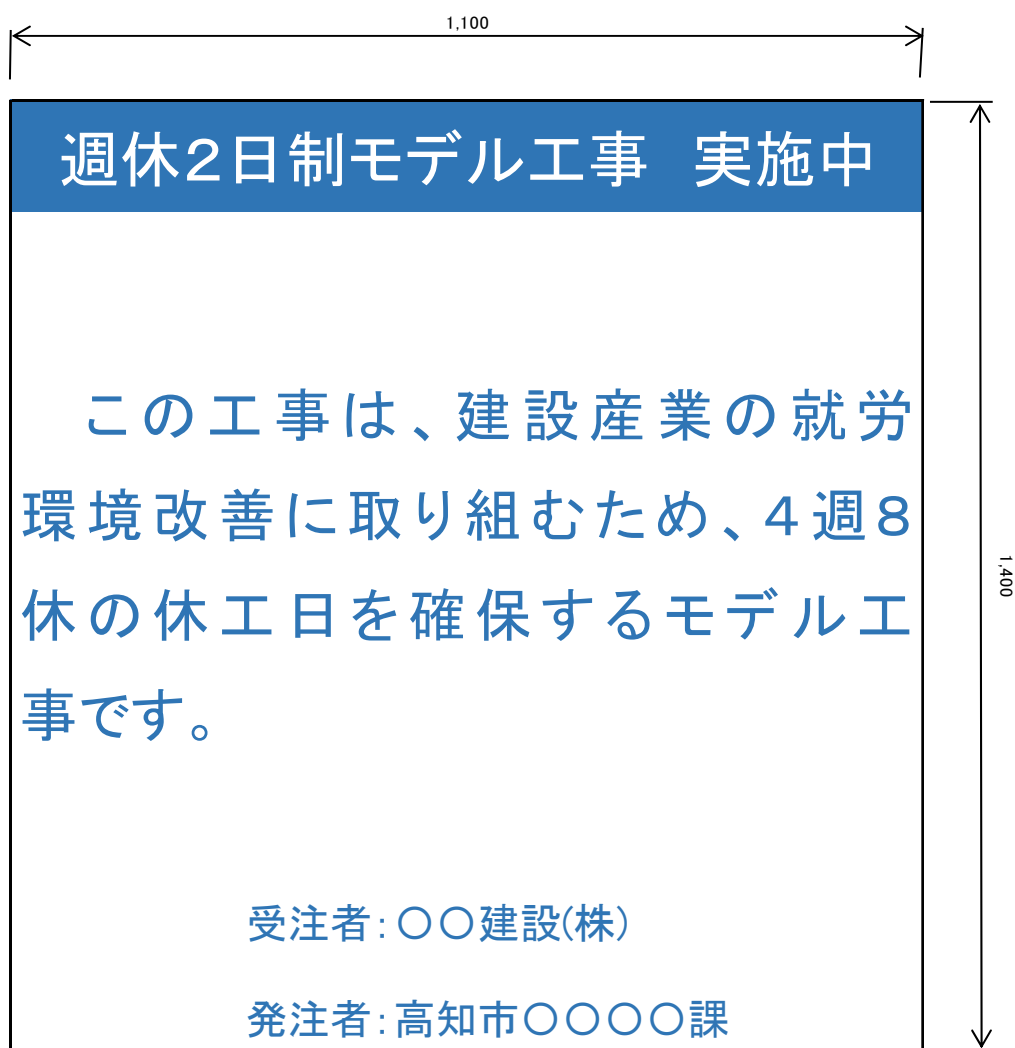
※■■には、『受注者希望』又は『発注者指定』のいずれかを記入すること

係		係 長		課長補佐		工事課長	
<b>工事条件変更等確認要求書</b>							
令和〇年〇月〇日							
高知市		課長 様		(受注者) 〇〇建設株式会社			
				代表取締役 〇〇 〇〇 印			
高知市工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。							
1 工 事 名	〇〇〇〇〇改良工事						
2 工 事 場 所	高知市〇〇町						
3 工 期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日						
4 変 更 事 項	高知市工事請負契約書第18条第1項第4号による。						
	具体的事項(必要に応じて図面, 写真を添付して説明すること。 特記仕様書第〇条の規定により「週休2日制モデル工事」を実施したいので, 確認をお願いします。						
うえのことについては、次のとおり措置してください。							
令和 〇年〇月〇日							
(受注者) 〇〇建設株式会社		代表取締役 〇〇 〇〇 様					
				高知市		課長 印	
5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに, 措置方法不要の場合は不要と書く。)							
上記事項について適当と認めますので, 施工計画書提出時にモデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。							

注 受注者は「変更事項」までを記入したものを工事監督職員に2部提出する。

工事監督職員は, 記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置事項」を回議, 押印のうえ受注者に1部送付し, それぞれ相手方押印のあるものを1部づつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

## 週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

	補正係数		
	【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】
	4週6休以上 7休未満 <sup>※2</sup>	4週7休以上 8休未満 <sup>※3</sup>	4週8休以上 <sup>※4</sup>
労務費 <sup>※1</sup>	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
	インターロッキング	設置	1.00	1.01	1.02
	ブロック工	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	(ガードレール)	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	(ガードパイプ)	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工	設置	1.01	1.03	1.04
	(横断・転落防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
	防護柵設置工(落石防護網)		1.01	1.02	1.03
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	法面工		1.00	1.01	1.02
	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01	

		補正係数			
		【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】	
		4週6休以上 7休未満 <sup>※2</sup>	4週7休以上 8休未満 <sup>※3</sup>	4週8休以上 <sup>※4</sup>	
市場単価 (港湾請負工事積算基準)	底面工	-	-	1.04	
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	-	-	1.01	
	支保工	-	-	1.05	
	足場工	-	-	1.03	
	鉄筋工	-	-	1.05	
	吊鉄筋工	-	-	1.05	
	型枠工	-	-	1.04	
	コンクリート打設工	ポンプ車打設	-	-	1.05
		ポンプ車打設以外	-	-	1.05
	止水板工	-	-	1.05	
	上蓋工	-	-	1.05	
	伸縮目地工	-	-	1.03	
	係船柱取付	-	-	1.05	
	防舷材取付	-	-	1.05	
	車止・縁金物取付	-	-	1.05	
	係船柱撤去	-	-	1.05	
	防舷材撤去	-	-	1.05	
	車止撤去	-	-	1.05	
	電気防食取付	-	-	1.05	
	防砂目地板取付工(陸上施工)	-	-	1.05	
	防砂目地板取付工(水中施工)	-	-	1.04	
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	-	-	1.04	
	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	-	-	1.04	
	ペトロラタム被覆	-	-	1.05	
	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	-	-	1.05	
	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	-	-	1.05	
	かき落とし工	-	-	1.05	
	汚濁防止膜設置・撤去・移設	-	-	1.04	
	汚濁防止枠設置・撤去	-	-	1.03	
	灯浮標設置・撤去	-	-	1.04	
	汚濁防止膜 保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	-	-	1.01
海上目視点検作業船なし		-	-	1.05	



		補正係数		
		【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】
		4週6休以上 7休未満 <sup>※2</sup>	4週7休以上 8休未満 <sup>※3</sup>	4週8休以上 <sup>※4</sup>
異形ブロック製作	型枠工	-	-	1.05
	コンクリート打設工	-	-	1.05
	給熱養生	-	-	1.04

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週6休以上7休未満:現場閉所率21.4%(6/28日)以上25.0%未満

※3 4週7休以上8休未満:現場閉所率25.0%(7/28日)以上28.5%未満

※4 4週8休以上 :現場閉所率28.5%(8/28日)以上

※5 土木工事標準単価については、現場閉所の達成状況に応じ、物価資料に掲載のある単価の平均値を採用する。

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 / 対象期間内の日数 × 100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

【参考：公共工事設計労務単価(51職種)】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

## 土木工事標準工事日数一覧表

(単位：日)

工種 請負対象金額	道路 改良 工事	道路 維持 工事	舗装 工事	河川 工事	河川 維持 工事	海岸 工事	砂防 工事	急傾 地すべ り 工事	港湾 一般 (漁協 工事 除く)	港湾 浚渫 (漁協 工事 除く)
2,000 (千円)	90	130	70	120	145	65	65	85	80	35
5,000	110	155	90	140	170	85	90	110	95	50
8,000	130	170	105	155	185	100	110	130	110	55
10,000	135	175	110	160	195	110	120	145	120	60
15,000	150	190	125	170	210	120	145	180	145	70
20,000	165	205	135	180	220	135	170	190	155	85
30,000	185	220	155	195	235	150	200	215	175	110
50,000	215	245	180	210	260	180	220	230	205	155
70,000	235	265	195	225	275	200	230	240	230	190
100,000	260	280	220	240	290	220	245	260	265	215
150,000	290	305	250	255	315	250	250		275	
200,000	315	325	270	270	330	275	265		280	
300,000	350	350	305	290	355	315	290		300	

(注)－1 端数金額は上位工事日数と案分し、5日(2捨3入)単位とする。

(注)－2 工事日数には雨天日(10mm/日)が含まれている。

(注)－3 本表の工事日数は、令和2年度土木工事標準積算基準書に基づき、各工事における間接工事費の施工地域区分は、道路工事は「一般交通影響有り(2)－2」、河川工事・海岸工事は「一般交通影響なし」を適用し、算出している。を使用し、工事日数を算出している。

なお、砂防工事・急傾地すべり工事・港湾工事は、これまでの標準工事日数を1.2倍した日数としている。